

# 1 法学新報発行の主旨

〔「法学新報」第一号 明治二十四年四月二十五日〕

社説

## ○法学新報発行之主趣

余輩不肖を顧みず本紙を發行するの種趣ハ他あるに非す一片の俠氣、聊か国家に報ひんとするに在るのみ

立法の主旨其宜きを得ざらむ乎禍する所果して若干そ天下の弊事多し為政者の失計も亦た時としてハ免かるゝを得ず然れとも其禍未だ必ずしも全国民に及はず又永久に存続すへきにも限らず只た夫れ法律なる者一たび其宜きを得されハ之を改むるに容易にあらず而して其災害の波及する所、決して一局部に止まらざるのみならず甚しければ子孫万世に到るまで其毒を受く豈に寒心せざるへけむや然るに翻りて我国現時の有様を觀察するに國民の法律を視る甚た重からず要路の士、軽して法律を發布するものに似たり

良將ハ猥に兵を説かず良医ハ容易に藥石を用ひず其人を活す所以ハ則ち其人を殺す所以なるを知れハなり輕々法を作り輕々法を改む夫れ斯民を如何せむ

英国の碩儒スペンセル氏曾て英国の国会を嘲り評して曰く「国会ハ法律をだに制作せハ國民の道德を上進し得へしと信せり、兵強かるへしと信せり、財豊かなるへしと信せり、何すれそ夫

れ愚なるや卿等ハ何そ一法律を發布して日月の運行を停止するの策を講せざる老の將に至らむとするを挽回するの計を尽さるゝ」と余輩ハス氏の冷評の過激に失せるを知ると雖も法律ハ尚ほ劇藥の如し其良効を収むるハ名医の苦心する所なれとも庸手の為めに誤まるゝハ比々皆是なり豈に懼れざるへけむや然れとも馬上を以て天下を治むへからざるは今更論なし三章の法、以て立憲法治の国家を経営するに足らざるも又明かなり要は只た国民全般をして法律の頼むへく恐るへきものたるを知らしむるにあるのみ

余輩ハ失望したり余輩ハ驚愕したり第一回帝國議會に於て法律の輕視せられたるを見て——顧ふに是れ何人も同感ならむ予算問題固より重大なり然れとも帝國議會ハ如何なる場所ぞ謂はずして其立法の府たるを知るへし嗚呼此場所に於て輕々法律上の得失を看過す天下何人か法律の得失に過大の憂慮を抱くものぞ

過去ハ追ふへからず未來猶ほ戒しむべし嗚呼吾党の士、發憤せよ興起せよ帝國の為めに帝國法律の為めに

凡そ國として各其法律なきハあらず獨り我國の法律家なるものハ或ハ英米法律と云ひ或ハ独仏法律と云ひ其藩屏に抛りて得失長短を較す卑屈と云ハすして何ぞ狭量と云ハすして何ぞ然れとも是れ又た勢の必至、今俄かに如何ともするなしされと競争ハ真理の母にして若し能く互に相切磋せは他山の石俱に共に光輝を發揮するの媒介たらずむハあらず余輩の眼中又た彼是れの畛域を認めず各派明法の士、發憤せよ興起せよ帝國法律統一の為

めに帰一の為めに

余輩の不肖なる固よりよく為すなきを知ると雖も至誠人に譲らす帝国法律の前途を憂慮するの士ハ幸に余輩の微衷を賛せよ敢て請ふ